


承認第8号

専決処分の承認を求めることについて（第8号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年12月16日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

令和2年の国の人事院勧告にならい、職員等の期末手当の改定を行うため、関係する2条例を一括改正したものです。本条例は、期末手当支給の基準日である12月1日の前に条例を施行する必要があり、当該基準日までの間に議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しました。

このため、同法同条第3項の規定により、承認を求めるものです。

専決第12号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、つくばみらい市職員の給与に関する条例及びつくばみらい市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和2年11月30日

つくばみらい市長 小田川 浩 

承認第8号-2

つくばみらい市職員の給与に関する条例及びつくばみらい市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市職員の給与に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(つくばみらい市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 つくばみらい市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第34号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第32条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第32条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の110</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第34号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第32条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第32条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第31号)新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第31号)新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>